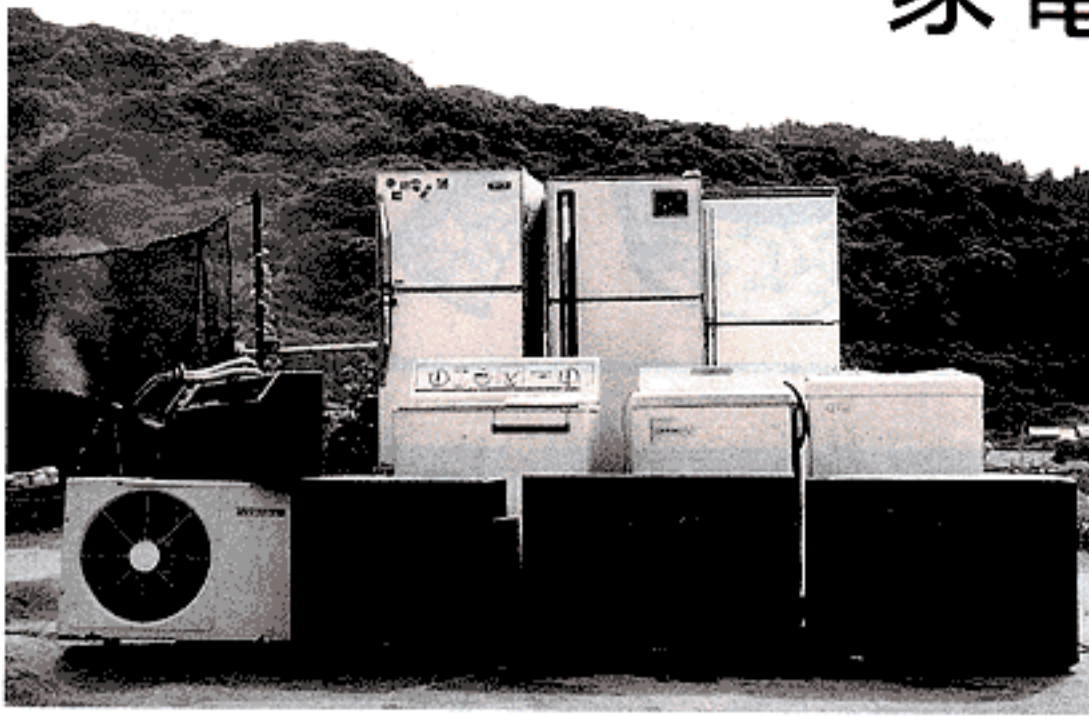


家電リサイクル法

大量消費・大量廃棄の時代から資源循環型経済社会へ!!



平成13年4月から「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が施行されます。この法律の施行により、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4品目が対象となり小売業者および製造業者に引き取りと再商品化の義務が生じます。消費者は小売業者に引き渡す場合、再資源化に係る費用を支払わなくてはなりません。
今回、法施行前に家電リサイクル法のあらましについてお知らせします。

使い捨てから再利用へ

利便性だけを追求した大量消費、大量廃棄の時代から資源循環型経済社会への転換を実現していくため、家電リサイクル法が施行されます。家庭ごみから排出される廃棄物は基本的に市町村が収集し、処理を行ってききました。ところが粗大ごみの中には、非常に大型で重いため他の廃棄物と一緒に収集することが困難であったり、非常に固い部分が含まれるため粗大ごみ施設での破碎が困難であるも

のが存在します。家電製品はこれに該当するものが多く、また、金属、ガラスなどの有用な資源が多く含まれているものの、市町村による処理が困難で大部分が埋め立てられている状況にあり、埋立処分場ひっ迫の大きな要因となっています。家電製品をリサイクルすることは、このような状況に対応し、廃棄物の減量、資源の有効利用に大きく貢献するものです。このため、リサイクルの体制整備、製造業

者、小売業者を含む関係者の適切な役割分担、技術、将来展望など様々な観点から検討を行い、家電リサイクル法が制定されました。

現在、廃棄された家電製品については、リサイクルされず埋立処分されているのが現状です。家電リサイクル法ではこのような廃棄物の中で市町村ではリサイクルが困難な場合、消費者、小売業者、製造業者などが応分の役割分担をし、廃棄物の減量と資源の有効利用を図ることを目的としています。

■対象機器

家庭用機器から、市町村などによる再商品化等が困難な物で、再商品化する必要性が高く、また設計・部品などの選択が再商品化等に重要な影響があるテレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンが対象となります。

平成13年4月施行

(表1) 再商品化等料金一覧表

	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	発表日
三洋電機株	3,500円	2,700円	4,600円	2,400円	平成12年9月7日
シャープ株	3,500円	2,700円	4,600円	2,400円	平成12年9月8日
ソニー株	—	2,700円	—	—	平成12年9月7日
株東芝	3,500円	2,700円	4,600円	2,400円	平成12年9月5日
株日立製作所	3,500円	2,700円	4,600円	2,400円	平成12年9月6日
松下電器産業株	3,500円	2,700円	4,600円	2,400円	平成12年9月4日
三菱電機株	3,500円	2,700円	4,600円	2,400円	平成12年9月6日

法施行後、消費者は家電4製品（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）を排出しようとするときは、種類に応じて（表1）の料金を小売業者や製造業者などに支払わなければならないとされています。なお、料金については再商品化料金（表1）のほかに今秋決定される収集運搬料金（指定引き取り場所までの収集運搬費）が必要となります。

再商品化料金について

- ▼「再商品化等」の定義
- ▼対象機器から部品および材料を分離し、これを製品の原材料または部品として利用すること。
- ▼対象機器から部品および材料を分離し、これを燃料として利用すること。

使用済みのテレビ・冷蔵庫
洗濯機・エアコンの4品目が
「家電リサイクル法」の対象
になるよ！



機、エアコン）を排出しようとするときは、種類に応じて（表1）の料金を小売業者や製造業者などに支払わなければならないとされています。なお、料金については再商品化料金（表1）のほかに今秋決定される収集運搬料金（指定引き取り場所までの収集運搬費）が必要となります。

などに適切に引き渡し、再商品化料金の請求があれば料金の支払いに応じなければなりません。

小売業者

消費者から使用済み家電製品を引き取り、製造業者に引き渡す義務があります。この場合、次の機器が引き取り義務の対象となります。

- ① 過去に販売した対象機器
- ② 同種製品の買い換えの場合

製造業者

小売店から使用済み家電製品を引き取り、再商品化（リサイクル）を実施し、また指定引き取り場所を設置しなければなりません。（設置場所は、メーカーにより高知市に2か所設置予定です）

◆罰則規定として、引き渡し、再資源化義務に違反した小売業者、製造業者には50万円以下の罰則規定があります。

※お問い合わせは、生活環境課環境公害係（☎88016557）まで

- ▼関係者の役割（消費者・小売業者・製造業者）
- ▼消費者

